

納税証明書はスマホで 請求・受取ができます!

納税証明書(PDF)は、お手持ちのスマホ・タブレット・パソコンからe-Taxを使って、簡単に請求から受取までできますので、是非ご利用ください!

メリット

1

いつでもどこでも!

スマホで完結!

タブレット
パソコンでも!

メリット

2

手数料がお得!

1税目1年度あたり**370円**

※書面での請求の場合は、1税目1年度1枚あたり400円

メリット

3

期間内*であれば

何度でも印刷・使用可能!

※コンビニエンスストアの印刷サービスを利用する場合には、別途手数料がかかります。
※電子納税証明書の場合、e-Taxのメッセージボックスに90日間保存されます。その期間内であれば、何度でも使用可能です。

▼ オンラインで請求から受取までの流れ ▼

step 1 自宅やオフィスで請求

e-Taxホームページからログイン
メインメニューの「申請・納付手続を行う」を選択し、「納税証明書の交付請求(電子交付用)」を選択。
※e-Taxを初めてご利用になる場合は、アカウントの作成が必要です。

個人の方

<https://login.e-tax.nta.go.jp/login/reception/login/individual>


法人の方

<https://login.e-tax.nta.go.jp/login/reception/login/corporate>


step 2 電子申請

必要事項を入力して送信
マイナンバーカードを読み込んで電子署名を付与。

マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください。
有効期限を過ぎた場合、e-Tax 手続やマイナ保険証としての利用などができませんので、お早めに更新手続をお願いします。
有効期限や更新手続等の詳細は、デジタル庁公式note をご確認ください。

マイナンバーカード
が必要です!デジタル庁
公式noteはこちら

step 3 電子発行・受取

メッセージボックスに
手数料の案内が格納されます。
インターネットバンキング等で手数料納付後、納税証明書(PDF)をダウンロードできるようになります。



留意点

ご利用に当たっては、納税者本人(法人の場合は代表者本人)のマイナンバーカードが必要です。
スマホを利用した納税証明書(PDF)の請求は、本人(法人の場合は代表者本人)のみ行うことができます。
代理人の方はお手持ちのパソコンから請求してください。
代理人の方が、業務として納税証明書の請求を行うことは、税理士法に規定する税務代理に該当します。



国税庁

国税庁ホームページ
<https://www.nta.go.jp/>

詳しい手続の仕方はこちらから

https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm


申告・納税はe-Taxで手続きを!!

e-Taxの
メリット

24時間
いつでもどこでも
利用可能!

マイナポータル
連携で自動入力
手間いらず!

データで保存
ペーパーレスで
すっきり!

添付書類も
オンライン提出
郵送不要!

※ e-Taxを始めるための事前
準備など、詳細はe-Taxホーム
ページをご確認ください。



e-Taxホームページ



マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください。
有効期限を過ぎた場合、e-Tax手続やマイナ保険証としての利用などができません
ので、お早めに更新手続をお願いします。
有効期限や更新手続等の詳細は、デジタル庁公式noteをご確認ください。



デジタル庁公式note

— こんな場面で こんなに便利 —

確定申告（個人の方）

- 生命保険料控除証明書などの添付書類は、e-Taxで入力・送信すれば**提出・提示が不要**となるほか、マイナポータル連携を活用すると、添付書類の**管理・保管も不要**
- 自宅からe-Taxで提出された還付申告は、**3週間程度で還付**
- 事業主の方が源泉徴収票のデータをオンラインで提出すれば、従業員の方の確定申告の際に**給与情報が自動で入力**され、申告手続が簡単に

納付手続

- **キャッシュレス納付**を利用すれば、金融機関や税務署などの窓口に行かずに**PCやスマートフォンで納付**でき、現金や納付書が不要に

納税証明書の交付請求

- 税務署の窓口に行かずに**スマートフォン**で納税証明書の交付請求から受取まで可能
- 納税証明書（PDF形式）は**何度も使用でき、書面で何枚でも印刷可能**
- **手数料がお得**

1税目1年度1枚あたり
e-Tax：370円
書面：400円



国税庁 法人番号 7000012050002

令和7年6月

日々の経理がXXで効率化?

日々の大変な
経理業務を



デジタル化
で効率UP!



デジタル化の検討にあたって

IT導入補助金の活用

中小企業・小規模事業者が
デジタル化に活用できる
補助金です。

「サービス等生産性向上IT
導入支援事業」HPはこちら⇒



会計・請求業務のデジタル化にあたって

クラウド会計ソフト
を利用すると

- ポイント1 データで保存
ペーパーレスで
すっきり
- ポイント2 オンライン化で
リモートワーク対応
- ポイント3 データ連携や
自動仕訳で
生産性向上
- ポイント4 電子帳簿等保存制度
に対応できる

デジタルインボイス
(Peppol)
を利用すると

- ポイント1 取引相手の
システムを問わず
自動処理が可能
- ポイント2 会計ソフトと連動し
自動仕訳可能
- ポイント3 請求データの
自動処理で
入力ミス防止

デジタルインボイスへの
対応ソフトはこちら⇒
デジタルインボイス推進協議
会（EIPA）ホームページを
ご確認ください。



支援機関（無料相談窓口）の活用

デジタル化に関する困りごと
へ関係機関が無料相談窓口を
設け、支援を行っています。

国税庁HP「デジタル化に
関する相談窓口一覧」はこちら⇒



国税庁HP「事業者の
デジタル化促進」コー
ナーをご覧ください。

